



下呂市中学生海外派遣事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 8 月 31 日

下呂市長 山 内 登



令和 8 年下呂市告示第214号

下呂市中学生海外派遣事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

下呂市中学生海外派遣事業補助金交付要綱（令和 5 年下呂市告示第222号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第 1 条 この要綱は、下呂市中学生海外派遣事業実施要綱（平成19年下呂市教育委員会告示第 6 号）に定める派遣事業（以下「派遣事業」という。）に参加する生徒の保護者に対し、中学生海外派遣事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、<u>下呂市補助金等交付規則</u>（平成16年下呂市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （補助金の額） 第 4 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 とし、1 人あたり <u>20 万円</u> を限度とする。ただし、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 （事業の報告及び精算） 第 8 条 前条の規定による補助金の交付を受け	（趣旨） 第 1 条 この要綱は、下呂市中学生海外派遣事業実施要綱（平成19年 4 月 27 日教育委員会告示第 6 号）に定める派遣事業（以下「派遣事業」という。）に参加する生徒の保護者に対し、中学生海外派遣事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、<u>下呂市補助金交付規則</u>（平成16年下呂市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （補助金の額） 第 4 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 とし、1 人あたり <u>15 万円</u> を限度とする。ただし、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 （事業の報告及び精算） 第 8 条 前条の規定による補助金の交付を受け

改 正 後	改 正 前
た者は、事業実施後 1 月以内に規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、報告及び精算をしなければならない。 (1)～(3) (略)	た者は、事業実施後 1 月以内に規則第13号に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、報告及び精算をしなければならない。 (1)～(3) (略)

改正後

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

下呂市長 様

所在地
名称
代表者氏名

下呂市中学生海外派遣事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号により補助金等の交付決定を受けた補助事業等について、
次のとおり下呂市中学生海外派遣事業補助金交付要綱第7条の規定により請求します。

1 事業名

2 請求額 円

3 振込先

口座名義人		フリガナ										
		氏 名										
金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)		店名		種別	口 座 番 号							
銀 行 金 庫 農業協同組合 信用組合		本 店 支 店 支 所 出張所		1 普通 2 当座								
ゆうちょ銀行		通帳記号			通 帳 番 号							
		1				0						

※番号は右づめで記入してください。

改正前

様式第1号 (第6条関係)

年 月 日

下呂市長 様

[illegible]

下呂市中學生海外派遣事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号により補助金等の交付決定を受けた補助事業等について、
次のとおり下呂市補助金等交付規則第 16 条の規定により請求します。

1 事業名

2 請 求 額 円

3 振込先

口座名義人	フリガナ												
	氏 名												
金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)		店名		種別		口 座 番 号							
	銀 行 金 庫 農業協同組合 信用組合	本 店 支 店 支 所 出 張 所		1 普通 2 当座									
ゆうちょ銀行		通帳記号			通 帳 番 号								
		1				0							

※番号は右づめで記入してください。

附 則

この告示は、令和8年8月31日から施行する。

